

八王子市告示第364号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成25年八王子市告示第164号により指定した区域の全部の指定を解除するもので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成25年12月19日

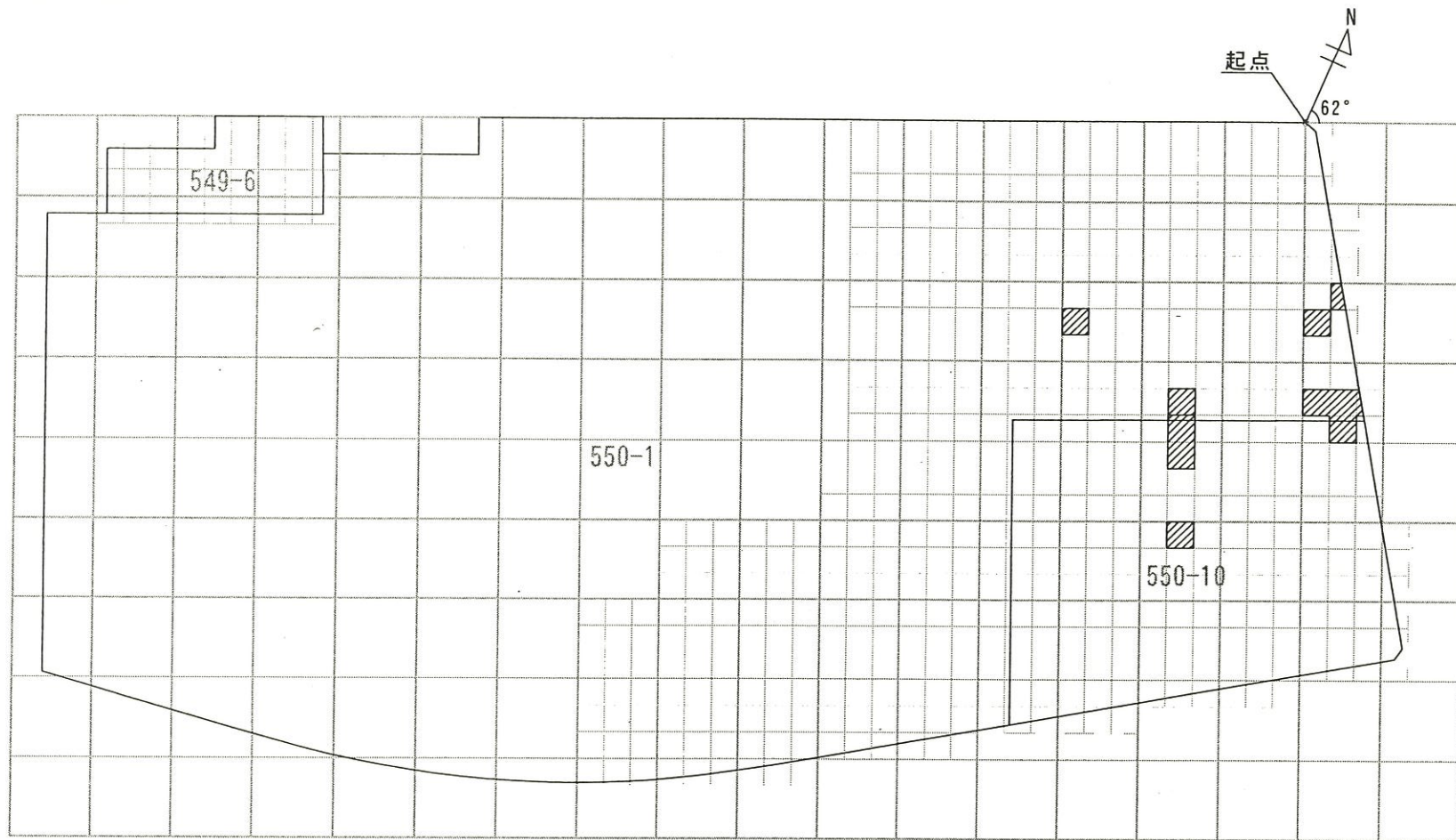
八王子市長 石森 孝志

記

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり（八王子市東浅川町550番1、及び同番10
地内）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合
していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別 図



【起点】
起点は、八王子市東浅川町550番1

【格子の回転角度】62°
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】
 指定を解除する区域
 筆境界
 単位区画境界